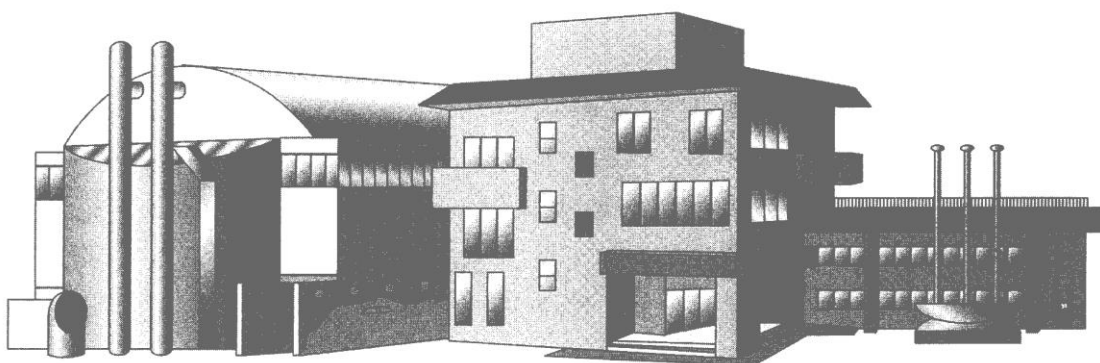


令和 8 年度

第 1 回久留米市野中生涯学習センター

運営委員会



日 時 令和 8 年 7 月 2 9 日（水曜日） 1 4 時 0 0 分～

場 所 久留米市野中生涯学習センター 軽運動室

次 第

1. 開会
2. 新任委員紹介及び辞令交付
3. 運営委員長あいさつ
4. 議事
 - (1)令和8年度事業計画について
5. 報告
 - (1)令和8年度事業実施状況について
 - (2)令和7年度利用者数と稼働率について
6. その他

目 次

野中生涯学習センター運営委員会委員名簿	1
久留米市野中生涯学習センター 令和8年度事業計画.....	2
久留米市野中生涯学習センター 令和8年度事業実施状況報告.....	5
令和7年度利用者数と稼働率の報告について	6
(参考)久留米市野中生涯学習センターについて	7
(参考)久留米市生涯学習センター運営委員会規則.....	8

野中生涯学習センター運営委員会委員名簿

(任期:令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)
 ※江頭委員は令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

区 分	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	かわしま てつお 川島 哲夫	野中生涯学習センター登録団体 ジュピター(卓球)
	いのうえ のりこ 井上 範子	野中生涯学習センター登録団体 女声合唱団コール・タンポポ
	しもだ あさこ 下田 麻子	野中生涯学習センター登録団体 久留米かるた会
(2)社会教育の関係者	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	いなます ひさゆき 稲益 久之	(公財)久留米市スポーツと学びの財団
(3)学校教育の関係者	えがしら のぶひと 江頭 信人	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会議員
	ふじむら やよい 藤村 やよい	元久留米信愛短期大学教授
(5)その他教育委員会 が必要と認める者	はら えいじ 原 英治	久留米市子ども未来部青少年育成課

久留米市野中生涯学習センター 令和8年度 事業計画

1. 基本方針

久留米市野中生涯学習センター（以下「センター」という。）は、市民一人ひとりが生きがいを持ち、自主的かつ継続的に学習活動へ取り組めるよう、学習の場・機会・情報を提供し、生涯学習の振興及び普及を図ることを目的とします。

そのため、生涯のあらゆる時期に、あらゆる場所で学び続けることを目指す生涯学習の理念を踏まえ、センターの指定管理者である公益財団法人久留米文化振興会（以下「指定管理者」という。）と連携・協力しながら、多様化・高度化する市民の学習ニーズや社会的課題に的確に対応するとともに、誰もが安心して学び、交流できる生涯学習の拠点づくりを推進します。

2. 事業計画

（1）ライフステージや社会的課題に応じた学習機会の充実

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、健康づくりや介護予防、家庭教育、青少年の体験活動、デジタル社会への対応など、今日的課題をテーマとした講座を開催します。また、AI など新たな技術に関する知識の習得や、創作活動、ものづくり、親子で参加できる体験型講座など、多様な学習機会を提供することで、市民の主体的な学びを支援します。

① 高齢者事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
転倒予防 ストレッチング教室	1回につき 15名	12/6(日)	2	10:00～11:30 13:30～15:00	無料
フットケア教室	20名	2/14(日)	1	13:30～15:30	無料

② 成人事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
時事講座～ 創作落語で発見！ くらしの安心安全	50名	6/28(日)	1	13:30～15:00	無料

時事講座～ A I と仲良くなる！	50 名	11/15(日)	1	13:30～15:00	無料
----------------------	------	----------	---	-------------	----

③ 家庭教育事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
親子で陶芸教室	1 回につき 12 組 24 名	7/26(日)	2	10:00～11:30 13:30～15:00	1,500 円
親子で一緒に からだを動かそう！	1 回につき 30 組 60 名	9/27(日)	2	10:00～11:30 13:30～15:00	無料

④ 青少年体験事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
親子で未来をつくろう ロボット工作体験教室	15 組 30 名	8/22(土)	1	13:30～16:00	2,000 円
地球にやさしい ソーラーハウスを LEDでつくろう	1 回につき 15 組 30 名	8/23(日)	2	10:00～12:00 13:30～15:30	1,500 円

⑤ 指定管理者自主事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
もっと知りたい 石橋文化センター	20 名	11/14 (土)	1	10:00～12:00	無料

(2) 学習成果の発表及び利用団体との連携・交流の推進

利用団体が日頃の学習成果を広く市民へ発表する機会を提供するとともに、「野中生涯学習センターフェスタ」や「みんなでアート展」を開催し、市民相互の交流や新たな学びにつながる場づくりを推進します。また、利用団体との共催による講座を実施し、利用団体が有する専門性や活動成果を地域へ還元するとともに、団体相互の連携及び生涯学習活動の活性化を図ります。

① 学習成果の発表及び団体間の交流を図る事業

事業名	開催日	場所
みんなでアート展	3/9(火)～ 3/14(日)	久留米市美術館 1 階展示室
野中生涯学習センター フェスタ 2026	11/3 (火・祝) 10:00～16:00	石橋文化ホール

② 利用団体との共催事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
サークル講座を やってみませんか	共催サークル と調整	共催サークル と調整	2	共催サークル と調整	共催サークル と調整

(3) 学習情報の効果的な発信と学習機会への参加促進

センターで実施する講座やイベント、利用団体の活動情報などについて、ホームページや広報紙、SNS 等の多様な媒体を活用し、分かりやすくタイムリーな情報提供に努めます。また、市民が必要な学習情報を容易に取得できる環境づくりを進めるとともに、新たな利用者の拡大や継続的な学習活動への参加促進を図ります。

(4) 市と指定管理者との連携によるサービスの質の向上

市と指定管理者との定期的な協議や事業実績の確認、利用者アンケート等を通じたモニタリングを適切に実施し、事業内容や施設運営の改善につなげます。また、利用者ニーズを的確に把握し、より満足度の高い学習機会の提供とサービスの向上に努めます。

(5) 安全・安心で快適な施設環境の維持

施設及び設備の適切な維持管理と計画的な保守点検・修繕を実施し、安全で快適な学習環境を確保します。また、利用者が安心して施設を利用できるよう、安全管理及び危機管理体制の充実に努めるとともに、施設の長寿命化を見据えた適切な維持管理を推進します。

令和8年6月30日現在

久留米市野中生涯学習センター 令和8年度 事業実施状況報告

1. 学習機会を提供する事業

(1) 成人事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
時事講座～ 創作落語で発見！ くらしの安全安心	50 名	6/28 (日)	1	13:30～ 15:00	無料	67 名	43 名

令和7年度運営状況報告

(1)利用者数の報告

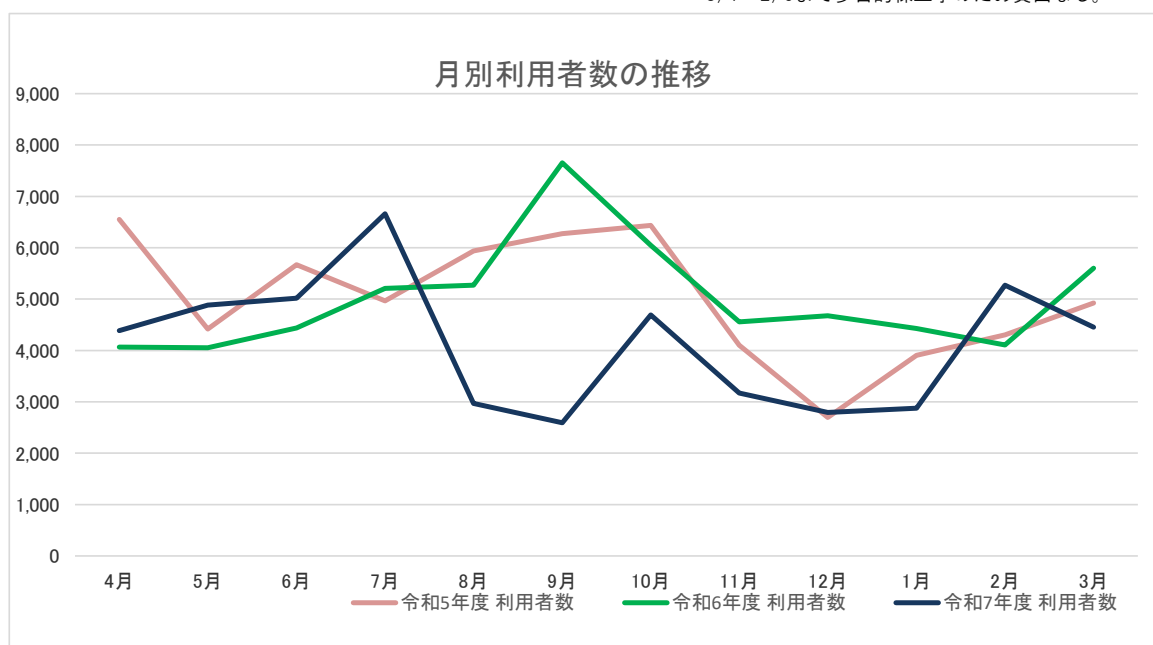
赤=1000未満 黄=1001-2995 青=5000以上

単位：名

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	稼働率 (※主要8室)
4月	6,551	(3,727)	4,067	(3,381)	4,384	(3,646)	48.02%
5月	4,420	(3,443)	4,053	(3,390)	4,884	(3,932)	50.63%
6月	5,669	(3,603)	4,439	(3,194)	5,017	(3,948)	57.88%
7月	4,964	(3,345)	5,210	(3,587)	6,661	(4,310)	52.62%
8月	5,940	(2,876)	5,272	(3,347)	2,972	(2,105)	50.71%
9月	6,272	(4,087)	7,653	(3,354)	2,593	(2,091)	51.29%
10月	6,433	(3,947)	6,046	(3,869)	4,691	(3,618)	63.22%
11月	4,100	(2,511)	4,555	(3,520)	3,171	(2,138)	56.07%
12月	2,696	(2,124)	4,675	(3,751)	2,794	(2,279)	49.01%
1月	3,903	(3,307)	4,428	(3,659)	2,875	(2,316)	50.79%
2月	4,306	(3,289)	4,106	(3,413)	5,270	(3,292)	49.91%
3月	4,923	(3,852)	5,604	(4,308)	4,452	(3,805)	48.24%
計	60,177	(40,111)	60,108	(42,773)	49,764	37,480	
月平均	5,015	(3,343)	5,009	(3,564)	4,147	(3,123)	
比率	134.2	(150.6)	99.9	(106.6)	82.8	(87.6)	

※調理講習室・宿泊室除く

8/1～2/6まで多目的棟工事のため貸出なし。



令和7年度 年間部屋別稼働率(令和7年4月～令和8年3月まで)

軽運動室	講習室	会議室	音楽室	和室	体育館①	体育館②	多目的室	料理講習室	宿泊室
52.93%	62.46%	46.07%	45.89%	46.67%	77.06%	60.26%	26.09%	10.11%	15.06%

参考資料

久留米市野中生涯学習センターについて

1. これまでの経過

昭和 53 年、当時の勤労青少年福祉法に基づき「久留米市勤労青少年ホーム」として勤労青少年の福祉の向上を目的に開館。

開館当時は多くの勤労青少年の余暇活動や交流の場として利用されていたが、若者を取り巻く環境の変化や少子高齢化などを背景に勤労青少年による利用は年々減少し、近年は勤労青少年以外の年齢層による生涯学習活動の場としての利用が約 9 割を占めていた。

また、平成 27 年には勤労青少年福祉法が改正され、施設の設置根拠規定が廃止。

これらの利用実態や法改正を受け、平成 31 年 4 月から施設の用途を生涯学習センターに変更し、「久留米市野中生涯学習センター」として運営を開始。

2. 設置目的

【久留米市生涯学習センター条例第 1 条】

市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図る

3. 施設概要

住所：久留米市野中町 1075 番地 2

施設：〔本館〕

地上 3 階建（軽運動室、料理講習室、会議室、講習室、音楽室、和室、
宿泊室）

〔多目的棟〕

地上 3 階建（多目的ホール、多目的室）

4. 事業内容

【久留米市生涯学習センター条例第 4 条】

- （1）生涯学習のための機会及び施設の提供に関すること
- （2）生涯学習のための情報の提供に関すること
- （3）その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること

5. 管理運営

勤労青少年ホーム時代に引き続き指定管理者制度を採用

現在の指定管理者（R7. 4. 1～R12. 3. 31）：公益財団法人 久留米文化振興会

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例(平成12年久留米市条例第35号)第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例(平成26年久留米市条例第47号)第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則2・平31教規則3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター(久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(平27教規則2・一部改正)

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潆生涯学習センター運営委員会	15人以内

(平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正)

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日教育委員会規則第2号)
(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止)

2 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則(平成17年久留米市教育委員会規則第33号)は、廃止する。

附 則 (平成31年1月28日教育委員会規則第3号)
(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(勤労青少年ホーム運営委員会規則の廃止)

2 勤労青少年ホーム運営委員会規則(昭和63年久留米市教育委員会規則第7号)は、廃止する。